

お願い

申請手続について、「知らなかった」、「聞いてない」といった行き違いをなくすため、当しおりの注意事項等をよく御確認の上、御不明点は新座市営墓園管理事務所にお問い合わせいただけますようお願いいたします。

- 受付期限までに書類が送達されなかった場合は、郵便事故等いかなる場合であっても無効とします。
- 申請内容の補正（訂正）が抽選日の前日までに行われなかったときも無効とします。

よくあるご質問 こんな場合申し込めるのですか？

- Q 新座市にもう30年以上住んでいます。高齢のため、将来自分たちの入るお墓がほしいのですが、申し込めますか。遺骨は持っていません。
- A 申し込めません。墓所購入希望者が多いので、未埋蔵の焼骨を所持している方に限定させていただいています。
- Q 故郷にお墓がありますが、遠いのでお墓参りが大変です。こちらのお墓を購入し改葬（焼骨の引越し）したいのですが、一度埋蔵した焼骨で申し込めますか。
- A 申し込めません。新座市には、遺骨があっても埋蔵するお墓がなくて困っている方がたくさんいます。分骨の場合も含めて申し込みできません。
- Q 親戚に埋蔵していない焼骨を持っている者がいますが、新座市民ではありません。私（新座市民）が、代わりに申し込んであげて、当選したら親戚に譲ってあげてもいいですか。
- A 申し込めません。現に焼骨を所持している方が「祭祀を主宰する者」に該当します。この場合、新座市の住民基本台帳に引き続き3年以上（令和3年2月29日までに）登録され、かつ、「祭祀を主宰する者」が申込要件を満たしていない以上、申し込みできません。
- Q 死胎の火葬許可証では、申し込みできないのですか。
- A 申し込めます。火葬許可証と同様に取り扱います。
- Q 墓所の区画場所は、選べますか。
- A 選べません。墓所の区分と墓所の場所は、抽選で決定します。
- Q 普通墓所と芝生墓所では具体的な使用条件に違いがありますか。
- A 芝生墓所には墓誌、塔婆立及び仏像を設置できません。また、墓石の位置や高さなどの条件にも違いがあります。詳細は市営墓園管理事務所へお問い合わせください。

個人情報の取り扱いについて

申込みいただいた個人情報につきましては、当募集に関わる御案内のみに使用します。また、お預かりした個人情報は、その保護について万全を期するとともに、御本人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。ただし、法令等により開示が求められた場合を除きます。

合葬式墓所について

現在約4,000体の遺骨を納めることができる合葬式墓所の建設工事を行っており、令和6年4月の利用開始を目指しています。

市民の方への一般公募については、同年秋頃を予定しています（状況により前後する場合があります）。

詳しくは広報及び市ホームページに掲載いたしますので、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。



令和5年度 新座市営墓園墓所使用者の募集

申込みのしおり



郵送受付期間

令和6年1月4日(木)～同年2月29日(木)

申込方法

郵送申請のみ（専用の申請書と添付書類）
※ 封筒については、しおりに付いているものをお使いください。

問合せ

新座市営墓園管理事務所 ☎ 048-479-5688
新座市 環境課 ☎ 048-481-6769

1 申請方法

郵送受付期間 令和6年1月4日(木)～同年2月29日(木)【必着】

宛 先 必要書類を同封の上、簡易書留で新座市営墓園管理事務所（〒352-0013 新座市新塚一丁目5番1号）へ

申請受付 申請書の到達後、1週間以内に新座市営墓園管理事務所から申込者様宛てに受付番号を採番した申請書を送付致します。(10日程度経っても管理事務所から申請書が届かない場合は御連絡ください。)

※ 受付期間までに送達されなかった場合又は申請内容の補正（訂正等）が抽選日までに行われなかった場合は、いかなる理由があっても無効となります。

2 申込資格

新座市の住民基本台帳に引き続き3年以上（令和3年2月29日までに）登録され、かつ、祭祀を主宰する者として、現に埋蔵及び収蔵していない焼骨〔火葬許可証の原本〕を所持している方

※ 原則として、親族の焼骨とします。親族以外の焼骨の埋蔵を予定している場合は、必ず事前に御連絡ください。

3 提出書類

■申請時提出書類

- ① 新座市営墓園墓所使用許可申請書〈このしおりに付いています〉
- ② 申請者と埋蔵予定者（親族）の関係図〈このしおりに付いています〉
- ③ 3か月以内に発行された使用申込者の住民票（コピー不可。世帯全員のもので、続柄及び本籍記載〈外国籍の方は、国籍記載〉）・・・1通
- ④ 返信用切手（84円）・・・**2枚**（提出書類一覧表の所定の欄に貼り付けてください）
- ⑤ 提出書類一覧表(チェックリスト)〈このしおりに付いています〉

■決定後提出書類（抽選後）

- ① 3か月以内に発行された使用申込者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・・・1通
- ② 火葬許可証（原本）【火葬済の押印がされているもの】
- ③ 申請者と埋蔵予定者（焼骨）との関係が分かるもの（戸籍謄本など公的な書類。ただし、
①の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）により申請者と埋蔵予定者（焼骨）との関係が確認できる場合は不要）
- ④ 調査等同意書

4 使用者決定（抽選）

使用者及び墓所の区画場所は、公開抽選により決定します。また、申請者数が募集区画を超えない場合は、墓所の区画場所の決定を公開抽選により行います。

■抽選方法

市職員が抽選器により行います。抽選会場への来場は任意とします（抽選会への出欠席が当選・落選に影響することはありません。）。

結果については、申請者全員に郵送で通知します。

5 抽選日

日 時 令和6年3月8日(金)、午前10時から
場 所 新座市営墓園管理事務所集会施設



6 募集区画数・墓所使用料及び墓所管理料

■普通墓所（1区画 4㎡）



募集区画数	26区画
墓所使用料	513,000円
墓所管理料	20,920円
合計	533,920円

■芝生墓所（1区画 4.05㎡）



募集区画数	10区画
墓所使用料	392,000円
墓所管理料	20,920円
合計	412,920円

※ 墓所管理料は、令和6年度分を含む4年分の額です。令和10年度以降は別途請求させていただきます。納付方法は、墓所使用料及び墓所管理料のいずれも原則一括のみとなります。

7 使用許可及び使用開始

使用開始 令和6年5月1日（予定）

使用許可証 抽選により使用者及び使用墓所が決定した後に、「墓所使用料及び墓所管理料の納付書」を送付します。領収証（原本）の提示により入金を確認した後、順次、墓所使用許可証を交付します。

8 注意事項（申込み前に必ず御確認ください）

- ① 新座市営墓園は開園してから40年近く経過しています。公募の墓所は、一度使用し返還された墓所ですので、経年劣化が見られる場合もあります。事前に公募対象墓所の現状を御確認いただいた上で、お申込みをしていただきますようお願いいたします。（公募墓所一覧は新座市営墓園ホームページ（<https://niizamemorial.com>）で閲覧できます。）
なお、墓所の区画場所については抽選により決定するため、選ぶことはできません。
- ② 墓所の使用は、1世帯につき1区画とします。既に新座市営墓園の墓所を使用する権利（使用権）を有する方及びその世帯の方は、申し込みません。
- ③ 申込みは、申込資格のある方につき1回限りです（焼骨を複数所持している場合も同様です）。次の場合は、二重申込みとなり、すべて無効となりますので、注意してください。
 1. 同一人が、同一の焼骨で2回以上申し込んだ場合
 2. 同一人が、複数の焼骨で2回以上申し込んだ場合
(例) 父親の焼骨で普通墓所を、母親の焼骨で芝生墓所をそれぞれ申し込んだ場合
- ④ 埋蔵予定の焼骨に係る「祭祀を主宰する者」は、複数存在しません（変更も想定していません）ので、複数の方が同一の遺骨でそれぞれ申し込んだ場合は無効となります。
(例) 兄と弟が、父親の遺骨でそれぞれ申し込んだ場合
- ⑤ 申請書及び添付書類の記載事項が事実と反していた場合は無効となります。
- ⑥ 使用許可証を指定した期限までに受け取らなかった場合も無効とします。
- ⑦ 墓所使用料及び墓所管理料が、納入期限までに一括で支払われなかった場合には、当選を辞退したものとみなします。
- ⑧ 墓所管理料の滞納が続いた場合は、墓所の使用取消しの対象となります。引越しや連絡先に変更があった場合は、必ず新座市営墓園管理事務所へ連絡してください。
- ⑨ 事前に兄弟姉妹間、親族間等十分確認した上で、申し込んでください。
- ⑩ 使用墓所区画内で発生した墓石の破損等については、責任を負いかねます。
- ⑪ その他新座市営墓園条例・規則の記載事項も確認願います。（市ホームページ（https://www1.g-reiki.net/niiza/reiki_menu.html）で閲覧できます。）

様式第1号（規則第3条関係）

新座市営墓園墓所使用許可申請書

※受付番号

年 月 日

（申請先）新座市営墓園管理者

（フリガナ）

申 請 者

電話番号 自宅 ()

携帯電話 ()

住 所

新座市

丁目

番

号

本 籍

普通墓所を第一希望とし、芝生墓所を第二希望とする。

芝生墓所を第一希望とし、普通墓所を第二希望とする。

普通墓所のみを希望し、芝生墓所の使用は希望しない。

芝生墓所のみを希望し、普通墓所の使用は希望しない。

特別墓所の使用を希望する。

いずれか1つに
○を付けてくだ
さい。

焼骨の有無

有・無

埋蔵予定者
の氏名

注：以下の※印の欄には、記入しないでください。

※ 許可年月日

年

月

日

※ 許可番号

第

号

※ 墓所位置

種別

地区

群

番

新座市営墓園墓所使用許可申請書

※受付番号

年 月 日			
使用申込者の氏名・フリガナを記入してください。 墓園管理者 (フリガナ) ニイザ タロウ			
自宅・携帯電話番号をそれぞれ記入してください。 申請者 新座 太郎 電話番号 自宅 048(×××)××× 携帯電話 090(×××)×××			
使用申込者の住所・本籍（同上不可）を記入してください	住所	新座市 野火止 一丁目 1番 1号	
	本籍	〇〇県 〇〇市 ××丁目 ××番地	
普通墓所を第一希望とし、芝生墓所を第二希望とする。		<input type="radio"/>	抽選の結果、墓所使用者を確定させるため、希望する欄いずれか1つに○を付けてください。
芝生墓所を第一希望とし、普通墓所を第二希望とする。		<input type="checkbox"/>	
普通墓所のみを希望し、芝生墓所の使用は希望しない。		<input type="checkbox"/>	
芝生墓所のみを希望し、普通墓所の使用は希望しない。		<input type="checkbox"/>	
特別墓所の使用を希望する。		<input type="checkbox"/>	
焼骨の有無	(有)・無	埋蔵予定者の氏名	新座 花子

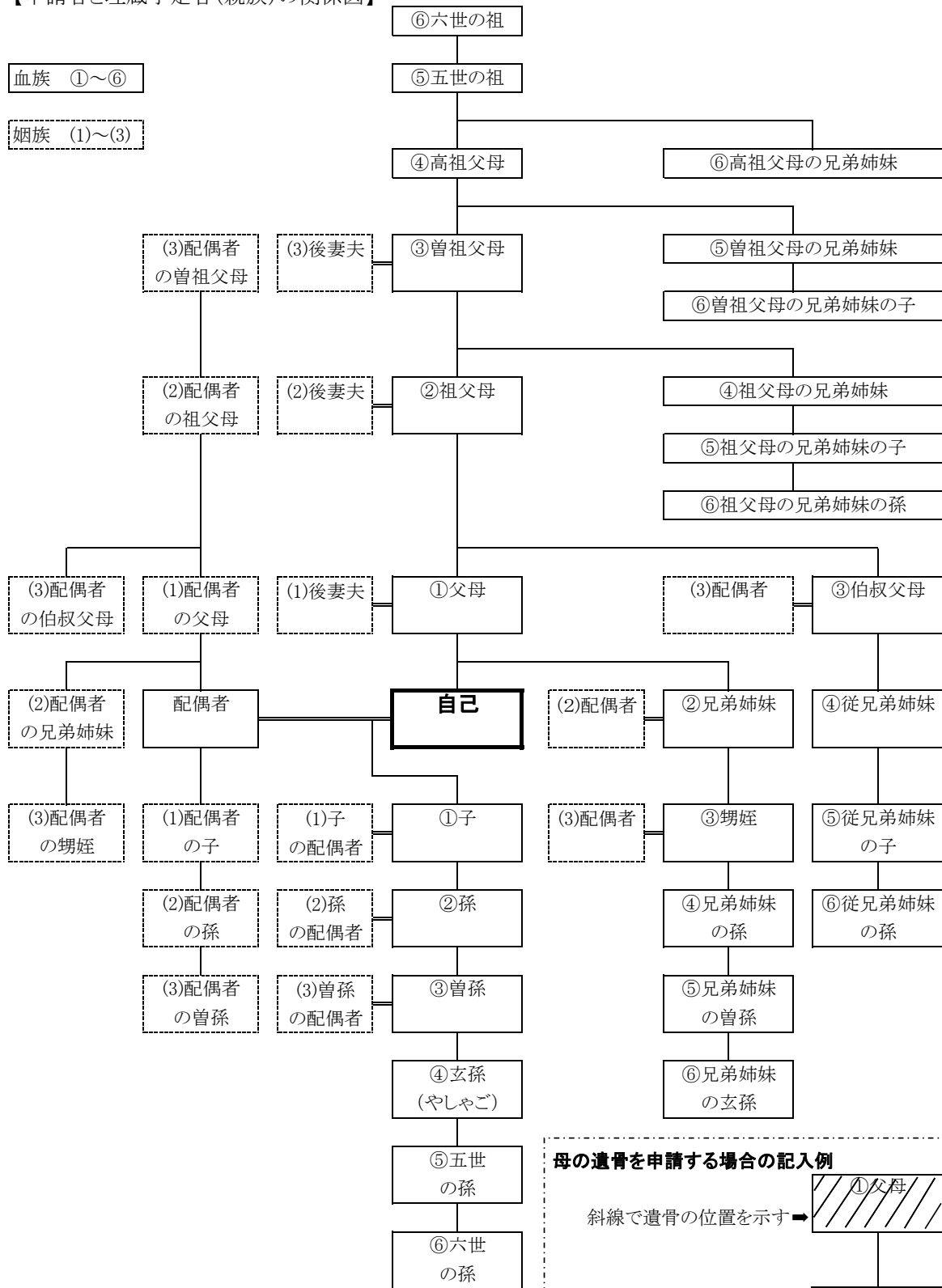
注：以下の※印の欄には、記入しないでください。

※ 許可年月日	年 月 日
※ 許可番号	第 号
※ 墓所位置	種別 地区 群 番

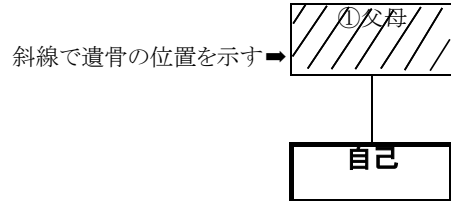
【申請者と埋蔵予定者(親族)の関係図】

血族 ①～⑥

姻族 (1)～(3)



母の遺骨を申請する場合の記入例



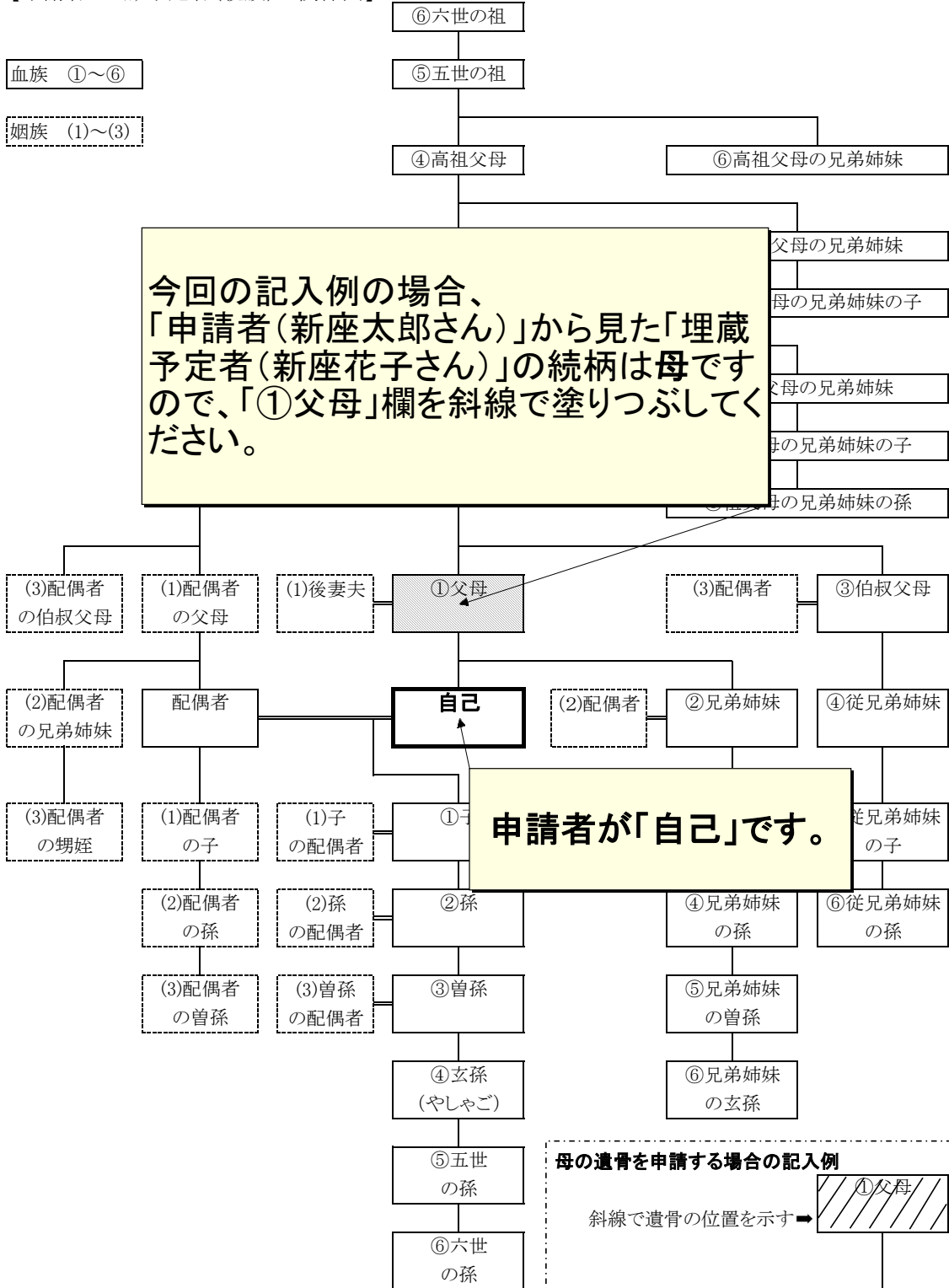
↓申請者氏名と焼骨の氏名
()内には、申請者から見た焼骨の続柄

申請者氏名	
埋蔵予定者(続柄)	()

申請者氏名	新座 太郎
埋蔵予定者(続柄)	新座 花子 (母)

記入例

【申請者と埋蔵予定者(親族)の関係図】



申請者氏名	新座 太郎
埋蔵予定者(続柄)	新座 花子(母)

↓ 申請者氏名と焼骨の氏名
()内には、申請者から見た焼骨の続柄

申請者氏名	新座 太郎
埋蔵予定者(続柄)	新座 花子 (母)

提出書類一覧表(チェックリスト)

提出書類の「チェック欄」に☑し、本書も必ず送付してください。

- ※ 申請書類に不足や不備がある場合は、申込みは無効となります。
御不明な点は必ず事前に市営墓園管理事務所にお問い合わせください。
- ※ お電話で記入内容等の確認をさせていただく場合があります。
日中御連絡がとれる電話番号を下欄に御記入ください。

申請者氏名	
電話番号	
つながりやすい 曜日/時間帯	全日・月・火・水・木・金・土・日 時 ~ 時

No.	提出書類	チェック欄	内容等
1	新座市営墓園墓所使用許可申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>	
2	申請者と埋蔵予定者(親族)の関係図	<input type="checkbox"/>	
3	3か月以内に発行された住民票	<input type="checkbox"/>	必ず <u>世帯全員のもの</u> で、続柄及び本籍記載のもの。外国籍の方は国籍記載。コピー不可。
4	提出書類一覧表(チェックリスト)	(本書)	
5	返信用切手 84円×2枚	<input type="checkbox"/>	<p>必ず<u>84円切手2枚</u>を下欄に貼付してください。</p> <p>新座市営墓園管理事務所から申請者様宛てに「受付番号を採番した申請書」及び「当落選の結果通知書」を送付するために使用します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 84円 切手 貼付欄 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 84円 切手 貼付欄 </div> </div>